

2005年2月21日

J R グループ

文部科学大臣の指定を受けた外国大学日本校に在籍する学生に対する 通学定期乗車券等の発売について

JR各社では、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正を受け、次の学生に対して通学定期乗車券・学割乗車券を発売することといたします。

1. 対象となる学生

外国の大学、大学院、短期大学の日本校のうち、当該国の大学等として当該国の学校教育制度において位置付けられたものとして文部科学大臣の指定を受けた教育施設であって、JRの「指定学校」として指定された部科に在籍する学生

2. 発売する乗車券類

- ・通学定期乗車券...自宅最寄駅と学校最寄駅間を通学のために乗車する場合に、通学証明書等の呈示を受け発売します。
- ・学生割引普通乗車券...営業キロ101^{*}以上の区間を乗車する場合に、学割証の提出を受け発売します。大人普通旅客運賃の2割引です。

3. 実施日

2005年3月1日